

**令和８年度 高等学校等教育改革促進事業における改革先導拠点校を中心と
した人材育成モデル構築及び伴走支援に係る業務委託**

仕 様 書

令和８年１０月

山口県教育庁高校教育課

1 委託業務名

令和8年度 高等学校等教育改革促進事業における改革先導拠点校を中心とした人材育成モデル構築及び伴走支援に係る業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日まで

3 本事業の背景及び目的

本県では、国の「高校教育改革に関する基本方針」を踏まえた、高等学校等教育改革促進事業（N-E.X.Tハイスクール事業）において、

- ・アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成
- ・理数系人材育成（以下「類型2」という。）
- ・多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保（以下「類型3」という。）

の3類型による先導的な教育改革を推進し、本県が抱える産業人材不足・デジタルAI人材育成・学習機会格差等の課題解決を図ることとしている。

本業務は、改革先導拠点校として採択された学校及び採択予定校が申請内容を着実に実現するための具体化支援を中心とし、事業全体のグランドデザイン策定・推進体制の設計・多様なステークホルダーの調整・進捗管理（PMO）を一貫して担うものである。

＜改革先導拠点校＞

類型	改革先導拠点校	協力校
類型2	山口県立山口高等学校 （以下、「山口高校」という。）	徳山高校・宇部高校・下関西高校・岩国高校・萩高校・下関西高校附属中学校・岩国高校附属中学校（7校）
類型3	山口県立岩国商業高等学校東分校 （以下、「岩国商業高校東分校」という。）	山口松風館高校・下関双葉高校（2校）

4 業務内容

委託者が事業全体を総合的にマネジメントするための事業計画の作成、その実施に係るサポートを行う。なお、これらの実施にあたっては、専門的な知見や様々な専門人材とのネットワークを活用し、各類型について、以下の業務を委託者の承認を得た上で行うこと。また、受託者においては、委託者及び改革先導拠点校と現地訪問を基本として、連絡を密にし、そのニーズ等も踏まえて適切に業務にあたるとともに随時委託者に報告すること。

1 「グランドデザイン策定」及び「事業全体マネジメント」に係るサポート

- （1）本事業のグランドデザイン（全体構想・推進体制）の策定に係るサポート及び事務的業務
- （2）令和9年度以降の事業推進に向けた成果指標（KPI）の設定および計画の立案と仕様書の作成
- （3）先導拠点校における教育プログラム・外部連携の仕組みの立案と成果を協力校・県内全校へ波及・横展開させるための方策の提案及び外部連携の構築に係る業務

- (4) 令和11年度以降の自走体制の方向性の提案
- (5) 事業全体の工程表の策定及び進捗管理及び課題整理・改善提案の実施
- (6) 委託者及び関係者との定例連絡調整並びに会議等の企画・運営の実施
- (7) 実績報告書及び成果報告書の作成
- (8) その他、本事業の円滑な推進に当たり、委託者が必要と認める業務の実施

2 各校申請内容の具体化支援

受託者は、各先導拠点校が申請内容を着実に実現できるよう、以下のことについて実施すること。

- (1) 各先導拠点校に対するヒアリングを通して信頼関係を構築するとともに申請書、審査意見、県の上位計画、学校のスクール・ミッション等を確認し、申請内容の具体化に向けた課題の整理を行い、生徒の学びの成果を保証するための解決策の提案
- (2) 体制図、意思決定ルール、課題・リスク・変更管理簿、予算・調達スケジュール表を作成するとともに、教育課程、探究活動、教員体制、外部連携、施設・設備、成果指標、進路、広報等の資料確認及びヒアリングによる整理
- (3) 委託者及び関係者との定例連絡調整並びに会議等の企画・運営の実施
- (4) 各先導拠点校の申請内容を踏まえた3か年の実行計画（案）の策定
- (5) 各先導拠点校の工程表を策定するとともに、進捗管理の実施
- (6) 各先導拠点校における具体化討議の企画・運営の支援

なお、協力校に対してはコーディネーター（「4」参照）を通じた情報共有・関係構築及び現状・ニーズ把握を実施すること。

3 調達に向けた準備支援

受託者は、各先導拠点校が申請内容を実現するために必要な外部プログラム・専門人材・備品等の調達に向け、以下のことについて実施すること。

- (1) 各先導拠点校の申請内容及び具体化討議を踏まえ、必要な調達項目の整理
- (2) 調達に必要な仕様書案の作成

4 事業推進コーディネーターの設計支援

事業推進コーディネーターとは、本事業の推進に際し、各先導拠点校に配置し、各先導拠点校と産業界・大学・企業・地域関係機関等との連携調整を担う外部専門人材を指す。事業推進コーディネーターの採用は山口県教育委員会が行う。受託者は要件定義・募集要領の作成等の準備支援を担うとともに、採用後の活動状況の把握・課題整理・改善提案をPMO業務の一環として担うこと。受託者は以下のことについて実施すること。

- (1) 各事業推進コーディネーターの役割・要件・稼働形態の定義・設計の実施
- (2) 募集・選定に向けた実施計画（要件定義・募集要領・審査基準等）の策定
- (3) 各事業推進コーディネーターが効果的に連携するための方策の提案
- (4) 採用後の活動状況の把握・課題整理・改善提案の実施

【各類型の業務詳細】

下記（１）及び（２）の業務内容については、一部令和９年度以降の内容も含まれるため、受託者と委託者で協議の上、決定するものとする。

（１）類型２

改革先導拠点を中心としたネットワークの構築や県内外の学校、企業、大学等との連携を強化することにより、理数系人材の裾野を拡大するとともに、協働的で高度な探究学習を実践し、生徒の「新たな知を生み出す力」や「理数・デジタルの素養」を育成することで、2040年の本県に必要なイノベーション人材・理数系人材を育成する。

山口高校は協力校・大学・研究機関と連携して高度な探究を実践する拠点校であり、県全体への波及を担う中核的な役割を持つ。探究・討議を各校・大学・企業と距離を超えて成立させるためには、対面と同等の双方向性を担保できる遠隔通信環境が前提条件となる。また、探究の深化にはデータを根拠として問いを立て検証する力の育成が必要である。

現状・ベースライン分析	山口高校及び協力校の教育課程、探究活動、教員体制、外部連携、施設・設備、成果指標、進路等を資料確認及びヒアリングで整理する。現状、採択後の到達像、ギャップ、優先課題及び制約条件を可視化する。
３か年ロードマップの作成	令和８～10年度の教育改革、施設・設備、外部連携、教員研修、評価、普及、調達及び工事の工程を統合し、依存関係、意思決定期限、責任者、成果物を設定する。
教育課程・探究プログラムの構想立案	育成する理数系人材像と資質・能力を定義し、課題発見、仮説、調査・実験、データ分析、考察、発表・社会実装までの探究プロセスを学年・科目横断での構想を立案する。AI、データサイエンス、数理・科学的思考、文理横断、研究倫理を組み込み、先行実施可能なプログラムの構想を立案する。
研究テーマ・外部パートナー連携の構想立案	大学・高専・研究機関・企業等の研究シーズ、指導可能分野、設備、受入条件を調査し、生徒の関心・地域課題・産業課題と対応付けた研究テーマ候補リストを作成する。連携手続、知財・秘密保持、研究倫理、謝金・旅費、緊急時対応の検討項目を整理する。
協力校との協働構想の立案	山口高校及び協力校で共有可能な共同講座、研究テーマ相談会、教員研修、成果発表、設備共同利用、オンライン指導等の協働の方向性を整理する。各校の役割、対象生徒、移動・安全、時間割、費用、成果物及び評価方法を整理する。

探究棟・研究設備の教育利用要件の構想立案	教育活動のユースケースから、諸室機能、実験・分析設備、ICT・ネットワーク、配信、保管、薬品・廃棄物、安全、アクセシビリティ、予約、利用記録、保守・更新等の要件を整理する。設計・工事・設備調達の各受託者との調整会議に参加し、教育側の要求と設計内容の整合性を確認する。特に、データ分析環境、発表・配信環境のソフト・ハード両面での要件を整理する。
教員研修・実施体制の構想立案	探究指導、研究倫理、データ分析、外部連携、評価ルーブリック等の研修体系の構想を立案し、校内プロジェクトチームの役割を整理する。教職員負担を軽減するため、教材共通化、外部支援、事務分担及びデジタル化を整理・検討する。
KPI・評価・データ設計	活動、成果、普及、自走化のKPI候補を定義し、算定式、データ源、取得頻度、責任者、個人情報・同意、ダッシュボード又は管理表を設計し、年度内にベースラインを確定する。
大学院生アシスタント育成に向けた共創型研修の企画・実施	大学院生、教職員及び関係機関が参加し、研究プロセスや探究支援の実践知を共有する共創型研修を企画・実施する。研修結果を踏まえ、大学院生アシスタントに期待する役割、必要な知識・技能及びスキルマップ案を整理し、令和9年度以降の研修体系構築に向けた基本方針を取りまとめる。
教育データ・AI利活用に向けた構想立案	次年度以降の構築・運用を見据え、教育データ・AI利活用の企画・構想及び実証設計を行う。個人情報保護と説明可能性を担保したデータ設計を行い、生成AI等の教育的活用プロセスやコンセプトを整理すること。また、効果検証に向けたダッシュボード等の基本構想をまとめ、特定製品に依存しないデータ基盤の要件定義を行うこと。

(2) 類型3

不登校経験者や多様な教育的ニーズを有する生徒に対応するため、通信制併修やICTを手段として活用し、教室外履修やフレックス型の学びにより、学修継続と段階的な授業参加を可能とするフレックスハイスクール

岩国商業高校東分校は定時制高校として、不登校経験者など多様な背景を持つ生徒を受け入れてきている。心理的安全性を確保しながら段階的な学校復帰を支援し、多様な他者との交流や地域社会との関わりを通じて自己理解・他者理解を深め、自らの強みや将来像を見いだすことで、社会参加・就労・自立につなげることが本類型の主軸である。

現状・ベースライン分析	拠点校及び協力校における教育課程、教員体制、不登校支援、教育相談体制、キャリア教育、外部連携、教室外履修、通信制併修、ICT活用状況等を整理し、現状と目標とのギャップ、優先課題及び制約条件を可視化する。
3か年ロードマップの作成	令和8～10年度の教育改革、施設・設備、外部連携、教員研修、評価、普及、調達及び工事の工程を統合し、依存関係、意思決定期限、責任者、成果物を設定する。
フレックスな学びのモデル具体化支援	遠隔授業による教室外履修や、通信制併修を組み合わせた「フレックスな学び」について、先進事例及び他都道府県における取組を調査・分析した上で、対象生徒、運用フロー、学習支援体制、評価・単位認定の考え方等を整理し、令和9年度以降の実行計画案を作成する。
先端技術を活用した学びの継続支援モデル構築支援	VRゴーグル、360度カメラ及びアバターロボット等の先端技術を活用した学びの継続支援について、特別支援教育、不登校支援及び先進的なVR活用事例等を調査・分析した上で、自宅からの学習参加、段階的な学校復帰支援、VRラボの活用方法、ソーシャルスキルトレーニング、面接練習等への活用モデルを提案する。また、運用上の留意事項、教員及び支援員の役割分担、効果検証の方法について整理し、実践モデル案を作成する。
地域共生社会探究プログラム具体化支援	「自己理解」「他者理解」「キャリア形成」を柱とする地域共生社会探究プログラムについて、年間計画、学習プロセス、外部連携先、成果物、評価方法等を整理し、実践可能な教育プログラムとして具体化する。
導入機器・システム等の検討・比較及び導入支援	柔軟な学びのシステムを構築し、教育環境や執務環境を整備するにあたって必要となる、ICT機器、ソフトウェア、備品、システム等について、拠点校へのヒアリング等を実施し、教育的効果、機能、操作性、保守性、拡張性、費用対効果等の観点から比較検討を行う。また、比較資料及び機器構成案を作成するとともに、導入候補の整理、仕様案の作成、導入スケジュールの整理を支援する。
フレックスサポート・ネットワーク構築支援	福祉、教育、医療、大学、NPO等との連携体制構築に向け、関係機関の調査・ヒアリング・役割整理を実施し、情報共有体制、ケース会議運営方策、支援フロー等を整理する。
フレックスキャリア・ネットワーク構築支援	地元企業、行政機関、大学等との連携体制構築に向け、キャリア教育や探究活動に協力可能な関係機関の調査・ヒアリングを実施し、体験活動、講話、探究活動、進路支援等に係る連携モデルを提案する。

フレックス・ラーニング棟活用計画支援	フレックス・ラーニング棟について、「多様な学びの創出」「段階的な学校復帰支援」「地域共生社会探究プログラム」「教育相談・キャリア支援」等の観点から利用シーンを整理し、施設活用計画案及び運用方策案を作成する。
教職員研修体系の構想立案	不登校支援、教室外履修、ICT・VR活用、探究活動、キャリア教育等について、教職員研修の体系化及び外部人材との役割分担を整理し、持続可能な運営体制の構築に向けた研修計画案を作成する。
KPI・評価設計	学習継続、学校復帰、自己理解、キャリア形成、進路実現等に関する成果指標について、評価方法を整理し、アンケートの作成及び集計を行う。

5 業務管理

- (1) 各業務のスケジュール・進捗状況や経理状況等を適切に管理すること。
- (2) 各業務の連携を図るとともに、関係機関との役割や責任を明確化し、全体のマネジメントを適切に行うこと。
- (3) 実施に当たっては、委託者の意見を十分に聴取し、内容の改善が必要な場合には誠実に対応すること。
- (4) 受託者は、契約締結時に業務責任者を定め、委託業務実施期間中の報告・連絡・協議等は原則その者をもって対応すること。
- (5) あらかじめ書面による承認を受けた場合に限り、委託する業務の一部を他の事業者にも再委託することを可能とする。その際、関係する事業者の役割や責任を明確化し、全体の管理・運営を適正に行うこと。
- (6) 業務に関する打合せの記録は、受託者が原則として5営業日以内に作成し、委託者の承認を得ること。なお、打合せの開催場所は、委託者が準備する。
- (7) 委託者が業務内容の改善を指示した場合には、業務内容の改善計画書を提出し、委託者の了承を得た上で速やかに改善すること。

6 業務実施体制

- (1) 統括責任者：本業務全体の品質、工程、要員、発注者との協議及び重要課題のエスカレーションを担う者を1名配置する。
- (2) PMO 責任者：日常の進捗・課題・変更・会議・成果物管理を担い、県教育委員会と常時連絡可能な者を1名配置する。
- (3) 専門担当：①ICT・デジタル技術を活用した高校教育課程・探究、②大学・企業・産業界連携、③研究施設・設備の教育利用、④KPI・効果検証、⑤県内普及・教員研修の知見を有する担当者を配置する。同一人が兼務する場合は役割と稼働を明示する。
- (4) 受託者は、山口県内に営業所等の拠点を有し、県教育委員会および各先導拠点校に対して月複数回以上の対面訪問が可能な体制を整えるとともに、業務実施体制書に明記すること。
- (5) 総括責任者は、過去5年以内に、国、地方公共団体、教育委員会、学校又は教育機関が実施する教育政策、教育改革、教育DX、先端技術（AI・ICT等）の導入を伴う教育改革・教育政策、探究学習支援、カリキュラム開発又は外部連携支援に関する類似業務に

- において、プロジェクトマネージャー又はこれに準ずる立場で従事した実績を有すること。
- (6) 受託者は、本業務の中で高度かつ秘匿性の高い情報を取り扱う可能性が高いことから、情報資産を保護し、情報セキュリティリスクを適切に管理するために満たすべき基準を定めた ISO/IEC27001 の認証を受けている、又はこれと同等の情報管理体制があること。規格等の認証については全社でなくても構わない。
- (7) 高等学校等教育改革促進事業において何らかの IT サービスを利活用する可能性が高く、伴走支援を行う本業務においても IT サービスに関して一定以上の知見を有している必要があると考えられるため、IT サービスを計画的かつ安定的に提供できる仕組みを構築・運用する規格である ISO/IEC20000 の認証を受けている又は同等以上の IT サービスマネジメントに関する運用管理体制を有すること。規格等の認証については全社でなくても構わない。
- (8) 受託者は、大学、研究機関、または民間企業との間の広範なネットワークを活用し、本事業における連携先候補を具体的に提案すること。
- (9) 受託者は、次の業務実績等を有すること。
- ・ 教育分野において課題整理、計画策定、体制設計、評価指標設計等の上流工程を含むコンサルティング業務実績を有すること。
 - ・ 教育委員会職員、学校管理職、教員等を対象としたワークショップ又は対話型会議の企画・運営実績を有すること。
 - ・ 受託者は、生成 AI の教育利用に関する活用方針、利用ルール、人材育成又は学習設計に関する支援実績を有すること。
 - ・ 受託者は、過去5年以内に、学校教育、教育行政又は公共分野において、複数のデータ項目を統合・加工し、分析、可視化、AI 活用、効果検証又は業務改善につなげた業務実績を有すること。
- (10) 受託者は、探究学習又はキャリア教育に関する実践経験を有する人材を配置すること。
- (11) 受託者は、AI・データ利活用責任者を1名以上配置すること。当該責任者は、教育機関又は公的機関におけるデータ利活用、生成 AI、機械学習、ダッシュボード、EBPM 又は効果検証に関する構想策定若しくは PoC 支援の実績を有すること。(特定製品又は特定事業者の実績に限定せず、同等の知見・技能・履行能力を証明できる場合はこれを含む。)
- (12) 受託者は、教育データの取扱いに関し、個人情報保護、情報セキュリティ、データ匿名化、アクセス権限管理、生成 AI 利用時の入力制限及び監査記録に関する知見を有する者を配置又は助言者として確保すること。
- (13) 受託者は、本業務で扱うデータを安全に検証できる環境を用意又は利用できること。環境は、アクセス制御、操作記録、データ持出制限、暗号化、検証後の削除又は返却、再現性確保のための処理手順記録を備えること。外部クラウドサービスを用いる場合は、事前にサービス名、保存場所、学習利用の有無、契約条件、リスク対策を発注者へ説明し承認を得ること。

上記は、本事業における生徒・教職員データの適正な取扱い、教育的妥当性、説明可能性及び県内他校への横展開可能性を確保するために設定するものであり、特定の法人、製品、サービス又は既存システムの利用を義務付けるものではない。

7 成果品について

本業務で作成した資料等は、編集可能な Word、PowerPoint 形式等で下記一覧表内の期日までに提出すること。

提出日は受託者と委託者と協議の上で決定するものとする。

成果物	主な記載事項	提出期限
業務実施計画書	体制、工程、会議、品質、情報管理、成果物、リスク管理	契約後20営業日以内
現状・ベースライン分析報告書	教育課程、探究、体制、連携、施設、KPI、課題・ギャップ	契約後45日以内
3か年ロードマップ	3か年ロードマップ（月次WBS、調達・工事・教育の統合工程）	契約後60日以内
教育課程・探究プログラムの検討まとめ	育成人材像、資質能力、学年別プロセス、科目連携、評価、先行実施等	3月31日
外部連携・研究テーマの検討まとめ	連携先候補、研究シーズ、協定・運用手順、知財・倫理等	3月31日
探究棟・研究設備 教育利用要件の検討まとめ	ユースケース、諸室・設備、ICT、安全、予約、保守、共同利用等	3月31日
KPI・評価設計書	ロジックモデル、指標定義、初期値、データ取得、評価・改善サイクル	1月末
議事録・管理簿	実績、進捗、課題、リスク、変更、予算、次月予定	翌月10日まで 但し、3月分は月末まで
調達仕様書案	令和9年度以降に予定している、事業の調達仕様書案	3月中旬
事業実施報告書	年度成果、KPI、課題、改善、予算、次年度への引継ぎ	3月31日

上記の他、各類型に応じ、委託者が必要とする成果物を求める場合があれば、協議の上で決定する。

8 知的財産権等

- (1) 業務で作成した全てのもの（業務開始前から受託者又は第三者が著作権を有するプログラム等は除く）の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利））は、原則として、山口県に帰属するものとする。詳細は、協議の上決定する。
- (2) 業務で、報告書に著作物等を使用した場合の使用許諾については、受託者において適切に処理するものとする。業務の成果品の所有権、著作権及びその他の権利は、委託者に帰属するものとする。

9 その他

- (1) 受託者は、委託者から秘密とされた事項及び本業務に関して知り得た委託者の秘密を、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、その責めに帰すべき理由により、この業務に定める義務を履行しないため委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- (3) 個人情報や機密情報の取り扱いについて、県が所有する統計データや著作物の外への持ち出し、漏洩がないよう十分注意を払い、厳重に管理すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項等については、委託者と協議すること。
- (5) 本業務の実施にあたっては、委託者が指名する担当職員と十分に協議するとともに、業務の進捗状況について随時報告すること。
- (6) 事業の実施に当たって必要な運営・広報備品及び要領等は受託者において手配すること。
- (7) 実施内容の変更があった場合は、委託費の上限を超えない範囲内で、実績に応じた変更契約を交わすものとする。